

(様式6)

(新設)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

資料番号	69-3	担当課	消防防災安全課		
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第11条第3項	不利益処分の種類	貯蔵者に対する技術上の基準適合命令
<p>法第11条</p> <ol style="list-style-type: none">火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。 <p>〔技術上の基準〕 火薬庫においてする火薬類の貯蔵</p> <p>施行規則第18条</p> <p>法第11条第2項の規定による火薬庫においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、次条から第21条までに定めるところによる。 規則第19条、第20条、第21条に適合していること。</p> <p>庫外貯蔵庫においてする火薬類の貯蔵</p> <p>施行規則第16条に適合していること。</p>					